

「令和6年度愛媛県人口減少対策調査研究業務」委託仕様書

1 適用範囲

本仕様書は、県が発注を予定している「令和6年度愛媛県人口減少対策調査研究業務」の企画提案及び委託する場合において適用される主要事項を示すものであり、業務委託契約書に添付する仕様書は、受託候補者と協議の上、別途作成する。

2 業務名

令和6年度愛媛県人口減少対策調査研究業務

3 業務目的

本県人口減少の要因は、「若年層人口の減少」、「出産適齢女性の減少」、「婚姻者数の減少」、「出生数の減少」であり、複数の要因が関連しながら負のスパイラルに陥っている。

こうした中、令和4年10月、「えひめ人口減少対策重点戦略」を策定、将来的な人口構造の若返りを目指すこととし、次のとおり数値目標を掲げ、行政だけでなく、企業・団体など、地域を構成する多様な主体と協働し、将来的な人口構造の若返りを目指しているものの、厳しい状況が続いている。

(数値目標)

- ・長期目標：2060年に「県内人口100万人確保」
- ・短期目標：2026年に「転出超過の解消」、「出生数8,500人」

(現状)

- ・転出超過（日本人）：2020年 3,175人 → 2023年 4,125人
- ・出生数（日本人）：2020年 8,102人 → 2022年 7,572人

本事業では、数値目標達成に向け、本県への転入、転出要因の詳細分析及び効果的な取組みを検討する業務を行う。

4 事業費（委託料）

19,800,000円（消費税及び地方消費税の額を含む）を上限とする。

5 委託期間

契約締結の日から令和7年3月31日まで

6 業務内容及び提案を求める内容

上記3の目的を果たすため、本事業で実施する業務は、次の（1）～（4）とする。なお、業務の実施にあたっては、愛媛県と十分に協議・調整すること。

（1）本県の転入者数・転出者数の詳細分析

本県の令和4年度の移住者数は、7,162人で、前年度の約1.5倍、過去最高の実績となるなど、順調に実績を伸ばしている一方で、上記3のとおり転出超過数は拡大している。こうした状況を踏まえ、転出超過要因（転入（ただし、移住を除く）要因、転出要因）について、詳細に分析すること。

(2) 県実施事業のブラッシュアップに係る提案

県では、令和5年2月に「えひめ人口減少対策重点戦略に基づく新たな取組」を発表し、市町が取り組む「結婚、妊娠・出産、産後ケア、子育て支援」に関する県の新たな支援（えひめ人口減少対策総合交付金）をはじめ、多様な主体と緊密に連携し、様々な施策を重層的に展開しているところ。

※R6年度 県人口減少対策予算：40億1,055万円（R5年度 39億1,051万円）

転出超過が拡大し、出生数が減少している厳しい状況を踏まえ、アンケート調査等を通じて、本県の実態把握や課題解決につながるデータ分析を行い、エビデンスに基づく、より実効性を高める施策の検討を行うこと。

(3) 他県の取組事例を踏まえた施策提案

本県人口減少の要因（「若年層人口の減少」、「出産適齢女性の減少」、「婚姻者数の減少」、「出生数の減少」）について、これらの課題解決につながる実効性の高い施策を展開している本県と地理的条件などが類似する他県の事例を調査・研究のうえ、提案を行うこと。

(4) 県が市町を支援する方策の提案

本県人口減少の要因（「若年層人口の減少」、「出産適齢女性の減少」、「婚姻者数の減少」、「出生数の減少」）について、これらの課題解決につながる実効性の高い施策を展開している本県と地理的条件などが類似する他県の市町村の事例を調査・研究のうえ、提案を行うこと。

なお、施策提案は、▼県庁所在地の自治体、▼人口10万人前後の自治体、▼1万人以下の自治体の3つ分けて行うこと。

7 事業計画書及び報告書の提出

- (1) 受託者は、契約締結後遅滞なく受託者が提案した企画提案書をもとに、具体的な業務内容について県と協議の上、委託契約書に定める「事業計画書」を作成して提出すること。
- (2) 本事業は、県が令和7年度予算要求の検討につなげるため、受託者は、令和6年9月までに、それまでに実施した調査結果や検討状況の概要（任意様式）1部を県に提出すること。なお、成果物は、印刷物のほか、電子データでも提出すること。
- (3) 委託業務完了後、委託契約書に定める「実績報告書」を作成し、県の検査を受けること。
- (4) 県は、必要がある場合は、受託者に対して委託業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。
- (4) 県は、業務実施過程で本仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合は、受託者に協議を申し出る場合がある。この場合、受託者は、委託料の範囲内において仕様の変更に応じること。

8 再委託の可否

原則として、受託者は業務を第三者に再委託してはならない。ただし、再委託の業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて県へ報告し、必要と認められた場合はその限りではない。

9 著作権等の取扱い

- (1) 本仕様書により作成された成果物のすべての著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）は、県に移転すること。なお、元々受託者が所有している著作権については、成果物の活用の範囲内（画像・動画の一部切り取りなどを指し、明らかな追加、加工、修正等の編集は含まない。）において、県での使用を認めるものとする。
- (2) 受託者は、県が認めた場合を除き、成果物にかかる著作権者人格権を行使できないものとする。
- (3) 第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること。なお、第三者が有する知的財産権の侵害の申立を受けたときには、受託者の責任（解決に要する一切の費用負担を含む。）において解決すること。
- (4) 県は本仕様書により作成された成果物を公表することができる。この公表権について、受託者はいかなる権利も主張できない。

10 その他の留意事項

- (1) 本業務の実施に当たっては、関係法令・条例等を順守し、県と協議を重ねながら、適正に履行すること。
- (2) 本業務の実施に際して知りえた秘密を他に漏らしてはならない。また、業務終了後も同様とする。
- (3) 本業務の実施により知りえた個人情報について、漏えい等の防止及びその他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じるとともに、当該業務の目的以外の目的に利用し、または第三者に提供してはならない。
- (4) 本仕様書と異なる事項または本仕様書に定めのない事項であっても、業務目的を達成するために、より良い手法、技術またはアイデア等があるときは、予算内で可能なものについて、積極的にこれを提案すること。
- (5) 詳細な事業内容については、契約後に協議のうえ変更となる場合があるので、実施に当たっては十分調整・協議を行うこと。
- (6) 本業務に係る一切の経費は、委託金額に含むこと。
- (7) 本業務に係る経理については、他の業務と明確に区分するとともに、証拠書類を整理しておくこと。
- (8) 本仕様書に定めのない事項または疑義が生じた場合については、その都度、県と受託者との間で協議のうえ決定すること。